

No.	分類	制度・補助金等の名称	概要	対象者	担当課・問い合わせ先	URL(県HP等)	
1	補助金	宮城県ものづくり産業海外販路開拓支援事業補助金	<p>県内で産出・生産される農林水産物及びその加工品の輸出を促進するため、生産者等が実施主体となって行う輸出促進活動について、その経費の一部を補助します。</p> <p>■対象経費 1. 海外で開催される商談会・展示会等への出展に係る経費 2. 海外で開催される専門分野等の学術会議での発表に係る経費 3. 海外企業との商談に係る経費 4. 企業・製品に係る資料・HP等の翻訳に係る経費 ■補助限度額 50万円以内 ■補助率 1/2</p>	<p>以下に掲げる条件を有する事業者</p> <p>1. 宮城県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を有する中小企業者であること 2. 製造業(食品を除く)を主たる事業として営む者であること 3. 自らが製造した製品について、上記本店等が主体として海外販路開拓等の計画を有すること 4. みなみ大企業でないこと</p>	国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第一班 022-211-2962 【メールアドレス】 gbi1@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/r7kaigaihannrokaitakuhozyokinn/bosyuukaisi.html	R7.9.2 更新
2	補助金	地域産品輸出促進助成事業補助金	<p>海外における新たな販路開拓のために、海外企業との商談に要する渡航費、海外商談会への出展に要する出展料等の経費の一部を補助します。</p> <p>■対象経費 • 旅費 • 輸送費 • 委託費(翻訳料、通訳料) • その他経費(出展小間料等、海外出張使用料(海外用Wi-Fiルーターレンタル料)) • 國際的認証取得費用 ■補助限度額 30万円以内 ■補助率 1/2</p>	生産者等(県内農林漁業者若しくはその団体又は食品製造業者若しくはその団体)	国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第二班 022-211-2346 【メールアドレス】 s-yushutsu@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/r7chiikinsanpin.html	R7.9.2 更新
3	補助金	宮城県中小企業等特別高圧電気料金支援事業	特別高圧での受電を行う中小企業等に対して、使用電力量に応じた補助を行います。	特別高圧で受電している県内中小企業者等	中小企業支援室 企画調整班 022-211-2745 【メールアドレス】 chukisi@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/tokkudenki2.html	R7.9.2 更新
4	補助金	食材王国みやぎ喜ばれる商品づくり事業	県内の食品製造業者等が行う、地域の食材等を活用した商品や環境に配慮した商品の開発・改良を支援します。	県内の食品製造事業者等	食産業振興課 食ビジネス支援班 022-211-2812 【メールアドレス】 s-business@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/index.html	R7.9.2 更新
5	販路開拓・拡大	宮城県産品アンテナコーナー設置事業	首都圏、関西圏、東海地方、九州地方等の様々な地域で「宮城県産品アンテナコーナー」を設置し、バイヤー招へいを併せて行うことにより、新規顧客獲得及び販路開拓(拡大)を支援します。 ※今後、その他地域等を募集予定	次の要件を全て満たす方 (1)宮城県内に事業所を有する法人又は個人の方 (2)宮城県産品の生産、製造又は販売を行っている方	食産業振興課 販路拡大支援班 022-211-2815 【メールアドレス】 s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2025antenacorner_bosyu.html	R7.9.2 更新
6	販路開拓・拡大	県産品デジタルマーケティング展開支援事業(食材王国みやぎ 宮城旬鮮探訪への掲載)	全国に向けたデジタル広告配信や魅力あふれる特集記事制作などによって誘客を図る県公式アンテナサイト「食材王国みやぎ 宮城旬鮮探訪」に商品を掲載することで、県産食品販売事業者の商品PRやECサイトへの誘客を支援します(掲載料:無料)。	以下を全て満たす方 (1)県産食品の販売を行っている方 (2)宮城県内に主たる事業所又は製造拠点を有する方 (3)運営するECサイトにより、県産食品の受注販売を行っている	食産業振興課 販路拡大支援班 022-211-2815 【メールアドレス】 s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp	https://shunsentanbou.pref.miyagi.jp/	R7.9.2 更新

No.	分類	制度・補助金等の名称	概要	対象者	担当課・問い合わせ先	URL(県HP等)	
7	販路開拓・拡大	県産品デジタルマーケティング展開支援事業 (食材王国みやぎプラザへの出品)	主にEC販売を始めたい県産食品販売事業者を対象に、楽天市場内のアンテナショップ型店舗「食材王国みやぎプラザ」への出品を通じたテストマーケティングを体験することにより、EC販売への参入等を支援します。	以下を全て満たす事業者及び商品 (1)宮城県内に事業所を有する事業者が、生産・製造又は販売する農林水産物及び加工食品であること。 (2)宮城県産品(生産・製造若しくは加工の最終工程が宮城県内で行われた商品、又は県内の業者が企画し、県内産の食材を主原料として製造された商品)であること。 (3)楽天市場に出品していない商品であること(販売委託等での出品の場合は可)。 (4)食品衛生法、食品表示法、その他法令に違反していないこと。 (5)製造物責任(PL)保険に加入していること。 (6)商品梱包、発送、商品に関する問合せ対応が可能であること。	食産業振興課 販路拡大支援班 022-211-2815 【メールアドレス】 s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.rakuten.co.jp/miyagi-s-iroha/	R7.9.2 更新
8	販路開拓・拡大	県産品デジタルマーケティング展開支援事業(売れる戦略講座)	事業者同士の横のつながりを創出するとともに、成功事例・優良事例等を共有しつつ、データ分析手法の習得などを学べる講座を開催することで、事業者のEC販売の売上向上を支援します。	以下を全て満たす方 (1)県内に事業所をもつ法人又は個人であること。 (2)県産品(宮城県内で生産若しくは製造の最終工程が行われた食品、又は県内の業者が企画し、県内生産の食材を主原料として製造されたもの。)の生産、製造又は販売を行っていること。 (3)食品ECサイトを運営している、又は今後開設する意向があること。	食産業振興課 販路拡大支援班 022-211-2815 【メールアドレス】 s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/ureru-senryakukouza2025.html	R7.9.2 更新
9	販路開拓・拡大	中小企業販路開拓総合支援事業	外部専門家を活用した営業力向上及び商品力向上のための指導・助言を行い、販路開拓及び販路拡大を支援します。	県内のものづくり中小企業者等	公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 022-225-6697 【メールアドレス】 soudan@joho-miyagi.or.jp	https://www.joho-miyagi.or.jp/hanbai-ryokukoujou	R7.9.2 更新
10	専門家派遣	専門家派遣事業	経営全般、財務、生産管理、マーケティング、IT、労務管理、人材教育等多様な経営課題に対して専門家の派遣を行い、相談助言を行います。	県内の中小企業事業者	公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 022-225-6697 【メールアドレス】 soudan@joho-miyagi.or.jp	https://www.joho-miyagi.or.jp/business-menu/senmonkahaken	R7.9.2 更新
11	資金繰り	木材産業等高度化推進資金	計画認定を受けた事業者への運転資金の貸付を行います。	林業・木材産業者	林業振興課 調整班 022-211-2473 【メールアドレス】 rinsinc@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/seidokinyuu/kinyuu-rin-kaizen1.html	R7.9.2 更新
12	資金繰り	林業・木材産業改善資金	機械・施設の購入費等を無利子で貸付を行います。	林業・木材産業者	林業振興課 調整班 022-211-2473 【メールアドレス】 rinsinc@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/seidokinyuu/kinyuu-rin-koudoka.html	R7.9.2 更新
13	補助金	中小企業等再起支援事業補助金	物価高騰や米国関税措置の影響を受けている県内中小企業・小規模事業者等が早期の再起を図るために「販路開拓」等に関する取組に対し補助を行います。	県内中小企業者等	中小企業支援室 経営支援班 022-211-2742 【メールアドレス】 saiki@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/saiki-r7-2.html	R8.1.30 更新

No.	分類	制度・補助金等の名称	概要	対象者	担当課・問い合わせ先	URL(県HP等)	
14	補助金	県内企業海外販路開拓重点支援事業補助金	<p>エネルギー価格高騰によりコストの増加が続き、厳しい経営状況にある県内中小企業等の収益の改善を図るため、海外における新たな販路開拓への取組について、その経費の一部を補助します。</p> <p>■対象事業 1. 海外で開催される商談会・展示会、フェア、見本市等への出展。ただし、一般消費者への販売を主な目的とするものは除く。 2. 海外で開催される学術会議での発表 3. 海外企業との商談</p> <p>■対象経費 1. 海外で開催される商談会や学術会議等への参加に係る出展料や展示物の輸送費、旅費(2人分)、通訳雇用費等 2. 海外企業との商談に係る旅費(2名分)や通訳雇用費等</p> <p>■補助限度額 100万円以内 ■補助率 1/2</p>	<p>以下に掲げる条件を満たす事業者 (1)中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、宮城県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を有すること (2)自らが開発又は製造した製品について、上記本店又は事業所が主体的に海外販路開拓に取り組むこと (3)みなし大企業(同一の大企業で資本金の2分の1以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の3分の2以上を閉めている企業、大企業の役職員が役員総数の2分の1以上を占めている企業)でないこと</p>	<p>(食品製造事業者) 国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第二班 022-211-2346 【メールアドレス】 s-yushutsu@pref.miyagi.lg.jp</p> <p>(食品製造事業者以外) 国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第一班 022-211-2962 【メールアドレス】 gb1@pref.miyagi.lg.jp</p>	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/hanrokaitakujutenshien.html	R8.1.30 更新
15	補助金	宮城県産清酒生産基盤強化支援事業	県内の清酒製造事業者に対し、原料米購入費用の価格高騰分の一部を補填し、清酒製造事業者の経営を支援します。	県内の清酒製造事業者	<p>食産業振興課 食ビジネス支援班 022-211-2812 【メールアドレス】 s-business@pref.miyagi.lg.jp</p>	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/index.html	R8.1.30 更新
16	補助金	宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業	県内の食品製造事業者等に対し、省エネルギー設備の更新や自家消費型発電及びデマンド監視装置設備等の導入に係る経費の一部を補助し、エネルギーコストの削減を支援します。	<p>(1)省エネルギー設備投資促進支援事業 県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等</p> <p>(2)自家消費型発電設備導入支援事業 ①自己所有型: 県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等 ②第三者所有型: オンラインPPAモデル・ファイナンスリースにより、県内に製造施設を有する中小食料品製造業者等の製造施設敷地内に自家消費型発電設備を導入する事業者</p> <p>(3)デマンド監視装置等導入支援事業 ①自己所有型: 県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等 ②第三者所有型: ファイナンスリースにより、県内に製造施設を有する中小食料品製造業者等の製造施設敷地内に自家消費型発電設備を導入する事業者</p>	<p>食産業振興課 食ビジネス支援班 022-211-2812 【メールアドレス】 s-business@pref.miyagi.lg.jp</p>	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/index.html	R8.1.30 更新

No.	分類	制度・補助金等の名称	概要	対象者	担当課・問い合わせ先	URL(県HP等)	
17	補助金	宮城県ものづくり中小企業省エネルギー設備投資促進支援事業	<p>ものづくり中小企業がエネルギー価格の高止まりに対応していくため、性能の優れた省エネルギー設備等の導入により、燃料・電力の消費抑制を促し、エネルギーコストの削減に向けた取組の支援を目的として、省エネルギー設備を更新する場合に要する経費を補助します。</p> <p>■補助対象設備 高効率空調、産業用ヒートポンプ、工作機械など、更新によって省エネ効果が見込まれる設備 ■対象経費 設計費、設備費、設置費等 ■補助率 1/2以内 ■補助限度額 (上限額)2,000万円 (下限額)200万円</p>	<p>中小企業者又は小規模企業者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者</p> <p>ア 宮城県内に本店又は主たる事業所を有する者 イ 製造業を主たる事業として営む者で、宮城県内に生産拠点を有する者(「食料品製造業」及び「飲料・たばこ・飼料製造業」に係る事業者を除く。) ウ みなし大企業(同一の大企業で資本金の2分の1以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の3分の2以上を閉めている企業、大企業の役職員が役員総数の2分の1以上を占めている企業)でないこと</p>	<p>新産業振興課 高度電子機械産業振興班 022-211-2715 【メールアドレス】 shinsan-hojo@pref.miyagi.lg.jp</p>	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/r7monozukuri-shouenesetsubi.html	R8.1.30 更新
18	補助金	宮城県ものづくり中小企業自家消費型発電設備導入支援事業	<p>ものづくり中小企業がエネルギー価格の高止まりに対応するため、自らグリーン電力を作り出せる体制の整備として、太陽光発電設備等の導入に要する経費を補助します。</p> <p>■補助対象設備 県内において新たに導入される、自家消費に使用される発電出力50kW(公称最大出力合計)以上の太陽光発電又は風力発電設備。ただし売電を目的としたものは対象外(売電のための配線工事含む)。 なお、蓄電池の導入は、前述の発電設備と併せて導入する場合のみ補助対象とする。</p> <p>■対象経費 設計費、設備費、工事費等 ■補助率 1/2以内 ■補助限度額 (上限額)2,000万円 (下限額)500万円</p>	<p>(1)自己所有型 県内に生産施設を有する製造業者(※1) (2)第三者所有型 オンラインPPAモデル・ファイナンスリースにより、県内に生産施設を有する製造業者(※1)で、生産施設敷地内に自家消費型発電設備を新たに導入する(※2)事業者</p> <p>※1:中小企業者又は小規模企業者のうち「製造業」の事業者(「食料品製造業」「飲料・たばこ・飼料製造業」を除く)</p> <p>※2:補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家とPPA事業者又はリース事業者との契約で補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること。</p>	<p>新産業振興課 新産業支援班 022-211-2722 【メールアドレス】 shinsan-hojo@pref.miyagi.lg.jp</p>	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/r7kasyouhigata.html	R8.1.30 更新
19	補助金	水産業省エネ機器等導入促進支援事業	県内の中小水産加工業者等に対し、省エネルギー設備の更新や自家消費型発電及びデマンド監視装置設備等の導入に係る経費の一部を補助し、エネルギーコストの削減を支援します。	<p>(1)省エネルギー設備投資促進支援事業 県内に生産施設を有する中小水産加工業者等</p> <p>(2)自家消費型発電設備導入支援事業 ①自己所有型: 県内に生産施設を有する中小水産加工業者等 ②第三者所有型: オンラインPPAモデル・ファイナンスリースにより、県内に生産施設を有する中小水産加工業者等の生産施設敷地内に自家消費型発電設備を導入する事業者</p> <p>(3)デマンド監視装置等導入支援事業 ①自己所有型: 県内に生産施設を有する中小水産加工業者等 ②第三者所有型: ファイナンスリースにより、県内に生産施設を有する中小水産加工業者等の生産施設内にデマンド監視装置等を導入する事業者</p>	<p>水産業振興課 流通加工班 022-211-2931 【メールアドレス】 suishinr@pref.miyagi.lg.jp</p>	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/20240415.html	R8.1.30 更新